

事務局 (松木局長)	御起立願います。礼。御着席ください。
	<p>会に先立ちまして、事務局より、二点ほど御報告をさせていただきます。</p> <p>まず、先の人事異動で、農業委員会事務局に配属となりました職員を御紹介させていただきます。市民部久谷支所出口出張所から異動となりました、永野吉彦副主幹です。</p>
事務局 (永野副主幹)	永野吉彦です。どうぞよろしくお願いたします。
事務局 (松木局長)	都市整備部住宅課から異動となりました、河本由一副主幹です。
事務局 (河本副主幹)	河本由一です。よろしくお願いたします。
事務局 (松木局長)	理財部資産税課から異動となりました、乃万和徳副主幹です。
事務局 (乃万副主幹)	乃万和徳と申します。よろしくお願いたします。
事務局 (松木局長)	<p>また、本日は研修で欠席でございますが、新採用職員で、菊池葉月が配属となっております。</p> <p>続いて、内部昇任者を御紹介させていただきます。渡部純三が主幹に、山岡美明が主査に、それぞれ昇任しております。</p> <p>続きまして、議案書様式の変更につきまして、担当の上岡より、御説明をさせていただきます。</p>
事務局 (上岡主事)	はい、失礼いたします。お世話になっております、事務局の上岡でございます。
	<p>今回議案書にですね、同封をいたしました書類で、「議案書の様式変更について」と、お知らせを差し上げたところでございますけども、農地台帳システム、農地の権利の移転であるとか設定であるとか、そういったも</p>

のですね、紙の管理ではなくて今は、電子上、管理をしております。そのシステムの再調達に伴ってですね、議案書の様式が、若干、変わりました。見方によっては、大変申し訳ない、見づらくなつたなという部分があるかもしれませんが、その見方というか、簡単に御説明をさせていただきます。

それでは様式例をですね、すみません、焼いただけで非常に雑なものですがこちら。向かって左側が、従前の議案書です。一つの議案がですね、一つの行にまとまって、表示をされておりました。なので、1号議案についてはこれだけで、土地が3筆あって、転用目的が分譲宅地で、備考が所有権移転、開発許可、隣地併用と、いうふうになっておったんですけれども、今回の部会から、議案書のレイアウトが若干変更となっております。この赤枠で囲んだ分ですね、一つの議案なんですけれども、それぞれ、行のですね、罫線が入っております。4筆あるので、これ4行に分かれているんですけれども、この四つの土地で一つの議案であると、いうことを示しております。

あとは備考についてもですね、行が罫線で区切られましたので、一番上の土地の、一番右側に、まとめて、所有権移転であるとか開発許可であるとか隣地併用であるとか、そういった備考として記載すべき内容が表示されるようになりました。

あとは、行がですね、区切りになったので、どれが一つの議案か分かりにくいじゃないかと、というようなご意見があるかと思うんですけれども、一番左側に、上からですね、この議案ですと、17番、18番、19番、20番と、いうふうに、議案の番号が振られております。この20番という議案の番号からですね、次の議案までが、21番という議案番号まで区切られておりますので、この20番というので、一つの議案を示しているんだなど、いうふうに御理解いただければと思います。

あとは申請地におきましてですね、こちら、登記と現況の地目が入るようになりましたので、これも御参考として、情報が増えたのではないかなと、いうふうに思っております。

あとはですね、情報としては、文書に記載しましたとおり、欠落等全くございません。今までの議案書に記載されていた内容ですね、全て網羅しておりますので、その点で御迷惑かける点はなかろうかと、いうふうに思います。

以上、簡単ではございますけれども、議案書の新しい様式について、説

<p>部会長</p>	<p>明をさせていただきました。何か御不明な点がありましたら、また、改めて、事務局まで御質問ください。</p> <p>以上で、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>皆様、おはようございます。それではただいまから、第 713 回農地部会を開会いたします。本日は、部会委員の過半数が出席されておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、本部会が成立いたしておりますことを、御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、堀江地区の松下委員さん、正岡地区の村上委員さんのお二人にお願いをいたします。よろしくお願いをいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号から第 8 号まで、8 件の議案が提出されております。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。</p> <p>それではまず、第 1 号議案、農地法第 18 条第 6 項、解約通知専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (渡部主幹)</p>	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1 番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約と同時に、5 条届出により転用するものでございます。離作補償はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、第 1 号議案について、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
<p>一同</p>	<p>(異議なしの声)</p>

部会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第 2 号議案、農地法第 4 条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成 28 年 2 月 26 日から 3 月 25 日までに専決処理した案件は 7 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 7 件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地 4 件、1,730 平米、商工業用地 2 件、741 平米、公的用地 1 件、1,713 平米、となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、第 2 号議案について事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
一同	<p>(異議なしの声)</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第 3 号議案、農地法第 5 条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成 28 年 2 月 26 日から 3 月 25 日までに専決処理した案件は 26 件で、</p>

	<p>届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 26 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地 20 件、13,749 平米、商工業用地 6 件、4,154 平米、となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、第 3 号議案について事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
一同	<p>(異議なしの声)</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第 4 号議案、農地法第 18 条第 6 項、解約通知報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部主幹)	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1 番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、新たに借り手を探し、貸し付けるとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>2 番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償給付金を支給するとしております。</p> <p>3 番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、</p>

	<p>転用するまで賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償給金を支給するとしております。</p> <p>4番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、転用予定としております。離作補償として、小作地解放により農地を渡すとしております。</p> <p>5番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い合意解約が成立したもので、別件3条許可申請にて売り渡すとしております。また、離作補償給付金を支給するとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、第4号議案について、事務局から説明がありました。本件について、御意見御異議等ございませんか。</p>
一同	<p>(異議なしの声)</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第5号議案、農地法第3条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部主幹)	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>1番、譲受人の山内さんは、農地約40アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、自宅に近い本申請地を取得し、農業経営に精進しようとするも</p>

のでございます。

2番、譲受人の宮内さんは、農地約177アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものです。

3番、4番、5番は、譲受人が同一人であるため、併せて御説明いたします。

譲受人の河野さんは、新規農業者でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営に精進しようとするものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

6番、9番は、譲受人が同一人であるため、併せて御説明いたします。

譲受人の栗田さんは、農地約22アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を借り受け、また、共有農地の持ち分を全て取得し、農業経営の安定を図るものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

7番、譲受人の吉金さんは、農地約176アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、本申請地を贈与により取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

おおふく

8番、譲受人の大福さんは、新規農業者でございます。

この度、本申請地を借り受け、農業経営に精進しようとするものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

10番、譲受人の木西さんは、農地約66アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を小作地解放により取得し、農業に精進しようとするものでございます。

11番、譲受人の市田さんは、農地約33アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に近い本申請地を借り受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

12番、譲受人の田房さんは、農地約342アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営に精進しようとするものでございます。

13番、譲受人のアサナミワークキャンプは、特定非営利活動法人でございます。

この度、施設利用者の就労支援事業のため、耕作便利な本申請地を取得しようとするものでございます。

なお、本案件は、新規に農業経営に参入するとともに、許可にあたり、例外規定が適用される案件ですので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

14番、譲受人の竹内さんは、農地約26アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営に精進しようとするものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

15番、譲受人の田中さんは、農地約81アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営の規模の拡大を図るものでございます。

以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。

それでは次に、地元委員さんから説明をお願いいたします。

まず、9ページ、3番、4番、5番はいずれも併用案件となっておりますので、まず、所在地、住所地ともに小野地区でありますので、永田委員さんからお願いをいたします。

永田委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の河野さんは、小野地区に居住しており、この度、第5号議案3番と同議案4番と同議案5番の小野地区にて、新規に農業を始めたいと申請に及んだものであります。</p> <p>農作業の経験はないものの、農業者及び農協の指導を受けながら耕作をするとの申し出があり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。</p> <p>なお、本部会での審議、よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、6番と、ページが10ページになりますけれども、9番が、併用案件となっております。</p> <p>そこでまず、6番は、所在地、住所地ともに久米地区、また、9番は、住所地が久米地区でありますので、安永委員さんから併せて説明をお願いいたします。</p>
安永委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の栗田さんは、農業経営の規模拡大を行うため、申請に及んだものであります。</p> <p>既に農業経営もしており、地元としては了承した訳でございます。なお、本部会での御審議をよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、9番の所在地が、桑原地区となっておりますので、野本委員さんからお願いいたします。</p>
野本委員	<p>ただいま、久米地区の安永委員さんより説明がありましたように、譲受人の栗田さんは、現在、福音寺町にお住まいで、農地約22アールを耕作する農業者であります。</p> <p>今般、議案記載の農地の持分を取得し、農業経営の安定を図るものであ</p>

<p>部会長</p>	<p>ります。</p> <p>農業に対する意欲も十分見受けられましたので、地元としては了承した訳でございます。本部会での審議よろしく申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、ページが、9ページから10ページにまたがっておりますけれども、8番ですが、久谷地区でありますので、池田委員さんからお願いをいたします。</p>
<p>池田委員</p>	<p>御説明させていただきます。</p> <p>同じように、事務局から先ほど御説明がありましたように、申請人の大福さんは、砥部町に居住しておりますが、この度、久谷地区にて、新規農業を始めたいと、この申請に及びました。</p> <p>以前から農作業の手伝いをしていまして、耕作意欲も十分に感じられましたので、これを地元としても承認いたしました。</p> <p>なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、13番ですけれども、立岩地区でありますので、篠原委員さんからお願いをいたします。</p>
<p>篠原委員</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人のアサナミウォークキャンプは、第2種社会福祉事業を行う特定非営利活動法人です。今般、当該申請地において、季節野菜の栽培による就労支援事業を実施するため、申請に及んだものであります。</p> <p>事業計画も整っており、引き続き農地として利用していくことから、地元といたしましては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>

部会長	次に、14番は、河野地区でありますので、中川委員さんからお願いいたします。
中川委員	<p>譲受人の竹内貞さんは、農地約22アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>今般、農業経営の規模拡大を図るため、本申請地を譲り受けたく、申請に及んだものであります。</p> <p>農業経験も十分あり、農業に対する意欲も十分見受けられることから、地元として了承をいたしました。本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、第5号議案につきまして、事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件について、御意見、御異議等ございませんか。</p>
一同	(異議なしの声)
部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第6号議案、農地法第5条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、この度、本申請地を取得の上、隣接する宅地を併用し、自己用住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p>

2番、本件受人は、建築業、不動産業、太陽光発電による発電事業を主な業務とする法人でございますが、この度、周辺農地への影響がなく、付近に住宅がない本申請地を取得の上、隣接地を併用し、太陽光発電施設を設置したいとしております。

本申請地の農地区分は、伊予鉄牛湊団地前駅からおおむね 300 メートル及び 500 メートル以内にあることから、一部第 2 種農地、一部第 3 種農地と判断されます。

なお、本件には現在、法定添付書類である土地改良区の意見書のうち、道後平野土地改良区分のみ添付されており、地元である梅本地区土地改良区の意見書が添付されておりませんが、農地法施行規則第 57 条の 2 第 2 項第 3 号に、意見を求めた日から 30 日を経過してもなおその意見を得られない場合には、意見書の代わりに、その事由を記載した書面を添付することによって申請できると規定されていますので、その規定に基づいた申請となっています。

その理由書の内容なのですが、転用許可申請前に周辺水路の拡張工事をするよう要請されたが、転用地は現状の整地のみで切り土、盛り土はなく、自然排水のため現状と変わらず、現時点で支障があるのであれば、改良区が松山市と協議し対処すべきであり、そもそも転用許可前に工事はできない、というものです。

なお、本件については、近日開催の土地改良区総会で審議され、意見書が添付される予定と聞いております。

本件は申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

3番、本件受人は農地約 29 アールを耕作する農業者でございますが、耕作農地への進入路が農道のみで狭いことから、この度、本申請地を取得し、進入路の拡幅を図りたいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

4番、本件受人は、現在、妻の両親と同居しておりますが、子どもの成長に伴い何かと手狭なことから、今般、本申請地を妻の父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一

団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は集落に接続して住宅を建築しようとするもので、例外的に許可できるものに該当すると判断されます。

5番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、本申請地を父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

6番、本件受人は、現在、両親と同居しておりますが、何かと手狭なことから、この度、本申請地を父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

7番、本件受人は、運送業を主な業務とする法人でございますが、現在賃借している露天駐車場が地主の都合により返還しなければならなくなったことから、新たに本申請地を取得し、各種トラック、従業員車両等の露天駐車場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

8番、本件受人は、各種社会福祉事業等を行う特定非営利活動法人でございますが、この度、本申請地及び他の宅地等を取得し、障がい者対応型のグループホームを開設したいとしております。

なお、申請地は、都市計画区域外に位置しており、開発許可は不要でございます。

また、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

9番、本件受人は、現在、借家住まいで農地約41アールを耕作する兼業農家でございますが、現居宅が手狭なことから、この度、本申請地を祖父より借り受け、農家住宅を建築しようとするものでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上でございます。

部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>続きまして、地元委員さんから説明をお願いいたします。2番は、小野地区でありますので、永田委員さんからお願いをいたします。</p>
永田委員	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の株式会社松井建設は、住宅建築及び販売、また、太陽光発電による売電事業を営む法人であります。</p> <p>今般、太陽光発電事業の業務拡大をするため、申請に至ったものであります。</p> <p>大規模ではありますが、転用による周辺地域への被害防除についても、十分に配慮されていることから、地元としては了承した訳でございます。</p> <p>なお、意見書については、地元の土地改良区において、近日開催される総会で了承され、添付される予定です。なお、本部会での審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、第6号議案について、事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p>
白石委員	<p>うん、これ、部会長。</p>
部会長	<p>はい、白石委員。</p>
白石委員	<p>今あの、小野から説明がありましたけどね。太陽光のことが方々で出るんですが、農業委員会としての方針としてね、この、前も、私も議会の折行っとりますが、溝辺地区でやったのは、林地ではあるが農振農用地が混ざるとる所であればやっとなです。それでそういう場合は、山林であっ</p>

	<p>でも、林地を転用した場合は農振農用地の農地になる、ということで、農振農用地の林地を除外してしまわんといかんのでね。それで役員さんが農地じゃない部分でやらしたということで現地を見に行ったということやったんですが、あまり適当じゃないなと思っと思ったんですが、今度の場合はこれ、太陽光発電を一度、この総会でも出ましたが、農業委員会の方針として、この工業用だったらね、非常に、改良区、農業用目的とは違う目的でね、この建設会社へ売る目的で工業用目的やから、農業用とは全く違うということが出てくるので、そこらの統一は何か決めてないんですか。</p>
部会長	<p>今の白石委員の質問なんですけれども、私考えますのに、農業委員会としては、農地法に抵触されない太陽光発電設置については、支障ないと思っております。</p> <p>それと、以前にも問題になっておりましたけれども、太陽光発電施設を設置するのは、設置者が自分の責任において設置をすると、ということで、農業委員会が殊更にどうこう言う、別に方針いうのは必要はないんではなかろうかと、考えます。</p>
白石委員	<p>いや、あのね、また後で質問は、またあの文書で渡しておりますから、答えてくれるんでしょ。私の質問に対しては。</p>
部会長	<p>また読ませてもらいます。</p>
白石委員	<p>ええ、読んでね、ほて答えてください。</p> <p>それでね、大変びっくりしたことは、私は、もう農業委員会の経験がありましてね。それで、20年までさせていただきました。ほんで今度は議会から出していただく。これ21年に、農振法なんかは変わってきます。変わって、集団農地あたりは、20ヘクタールじゃったのが10ヘクタールの半分になった。この問題も、農地の扱いとしては、大変なことになったんです。集団農地の扱いが。そういうことで、農業の見方というのが大変なことになりますが、そういうことの中で、松山市の都市計画の、こちらは念を押しとります、指導要綱では、あらゆる法律に適合するように</p>

	<p>となつとりますが、つい先だって、私とこの地元の事情聴取の中で、もう率直に言いますと、言うに、都市計画部局あたり。一度も合議してないと。それで私は、局長も怒ったんです。第一、役員会から、都市計画部局あたりから、こちらが議論する立場の者が合議せんといかんじゃの。職員以下何言うのぞと、怒ったんですよね。まだ先輩にも怒られました。やから扱いもだいぶ、昨年来言つとります、農業用施設なんかの扱いの分を後で書いとるん言いますけどね。怒られとんです、方々で。間違いだいぶ起こしとる。そういうことも後でまた言いますけどね。今回のこの場合も、5条で、太陽光発電施設を、あっちもこっちもうやれる、方針を農業委員会として立てた、どこにもこうやとるという方針なら、そら構いませんよ。そういうことは今までに決めとんですか、これ。松山市農業委員会が仕事しよんじゃ。ほじゃなかったら、とんでもないことになってしまう。私は他もなんです、だいぶ、方々で怒られとんです。</p>
<p>松下委員</p>	<p>ちょっといいですかね。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、松下委員。</p>
<p>松下委員</p>	<p>すいません。あの、白石委員からの今質問の中で、例えば、この最近になって、農業の権利者の関係についても、5反から3反に変わったというような経緯もありますし、その世論によって、この農地部会の中でも決定してきとるのも結構ありますし、あとは、各地区の方々がそれぞれ、色々な形でこう、その物件を見ながら、検討しながら、その法律にのっとりた上でやってる問題ですんで、私は異議ないと思いますが、ただ、ちょっと一点だけお聞きしたいんですが、その水路というのはですね、法定外農道水路ですか、それとも任意ですか、田渡しの分ですか。</p>
<p>部会長</p>	<p>今のあの、地域内の水路ですか。</p>
<p>松下委員</p>	<p>はい</p>

部会長	はい、ちょっと事務局。
藤久次長	はい。あの、周辺というか、方角で言えば東南側。申請地の。に、水路が通ってるんですけども、これはあの、いわゆるその、農道です。いわゆる国有地です。コンクリート等で整備はされてますけども。それをなおかつ、新たに、もう一つ整備をせいと、というのが、改良区の申し立て、でございます。
松下委員	そしたらそれは基本的には、法定外農道水路に当たるということであれば、回復はやらんといかんということになるんですかね。それは大体でかまんですかね。
永田委員	水路は解決しとる。
松下委員	あ、ほうですか。はいはい、了解。
部会長	あ、よろしいですか。
松下委員	はい、いいですよ。
部会長	他にございませんか。
松下委員	なし。
部会長	はい、ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

事務局
(永野副主幹)

が、本件は県許可分でありますので、意見を付して、県知事に送付させていただきます。

次に、第7号議案、平成28年度第1号農用地利用集積計画について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

それでは、御説明いたします。

本日の案件71件のうち、賃借権の設定が45件、使用貸借権の設定が23件、所有権移転の設定が3件となっており、設定総面積は、合計134,799.36平米でございます。その内訳は、新規が12筆、更新136筆、所有権移転が11筆となっています。

議案の御説明についてですが、今回、件数が多くなっておりますので、国より、全ての議案について説明すること、との指導でございます。全件御説明するうち、見開きのページにつきまして、譲受人が同一の場合は一括して御説明させていただきますので、今後におきましても、議事進行が迅速に執り行われるよう御協力をお願いいたします。

では、議案書15ページ、番号1の譲受人は、約294アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号2、番号3と、16ページの番号5、番号6、17ページの番号7から番号10、18ページの番号11から番号14の譲受人は、約565アールを耕作する農業者で、継続して権利を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

15ページに戻りまして、番号4の譲受人は、約104アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

次に、18ページに飛びまして、番号12の譲受人は、約439アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号15の譲受人は、約81アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号16の譲受人は、約65アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号17の譲受人は、約150アールを耕作する農業者で、継続して賃借

権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 18 の譲受人は、約 110 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 19 の譲受人は、約 85 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 20 と、20 ページの番号 21 の譲受人は、約 125 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 22 の譲受人は、約 51 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 23 の譲受人は、約 281 アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 24 の譲受人は、約 183 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 25 と、番号 27 の譲受人は、約 285 アールを耕作する農業者で、継続して権利を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 26 の譲受人は、約 1,054 アールを耕作する農事組合法人で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 28 の譲受人は、約 153 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号 29 と、22 ページの番号 30 から番号 32 の譲受人は、約 116 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定することに加え、新たに 2 筆に賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号 33 の譲受人は、約 537 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 34 と、23 ページの番号 40 の譲受人は、約 508 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を

維持するとしています。

番号 35 の譲受人は、約 262 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 36 から番号 38 の譲受人は、約 91 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 39 の譲受人は、約 243 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号 41 の譲受人は、約 244 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 42 と、番号 43 の譲受人は、約 255 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 45 から番号 49 の譲受人は、約 557 アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 50 の譲受人は、約 260 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 51 と、26 ページの番号 52 の譲受人は、約 350 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 53 の譲受人は、約 58 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 54 の譲受人は、農地中間管理機構としての事業を目的の一つとして設立された、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構で、まとまった利用集積を促すため、担い手の掘り起こしをし、借り手候補が見つかった本申請地に対して、農地中間管理事業に係る使用貸借権を設定するものです。権利の取得後、機構が「農用地利用配分計画」を決定し、県の認可、公告を経て、借り手の方へ、7月頃、正式に転貸される予定です。

番号 55 の譲受人は、約 250 アールを耕作する農業者で、期間満了に伴う借り手変更により、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 56 の譲受人は、約 123 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 57 と、番号 58 の譲受人は、約 136 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 59 の譲受人は、約 81 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 60 の譲受人は、約 136 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 61 の譲受人は、約 131 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 62 の譲受人は、約 65 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 63 の譲受人は、約 55 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定することに加え、新たに 4 筆を新規で設定することにより、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号 64 の譲受人は、約 448 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 65 の譲受人は、約 70 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 66 の譲受人は、約 153 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 67 の譲受人は、約 83 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 68 の譲受人は、約 125 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 69 の譲受人は、約 184 アールを耕作する農業者で、普通畑を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。

	<p>番号 70 の譲受人は、約 47 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 71 の譲受人は、約 111 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>なお、公告日は、平成 28 年 4 月 15 日となっており、公告日の翌日から効力が発生することとなります。</p> <p>以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、第 7 号議案について、事務局から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p>
一同	<p>(異議なしの声)</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、第 8 号議案、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出専決処理報告について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部主幹)	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成 28 年 2 月 25 日から 3 月 24 日までに専決処理した案件は 12 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 12 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p>

一同	<p>ただいま、第 8 号議案について、事務局から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、本件、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案、8 件の議案審議は、全て終了いたしました。ここで、委員さん方何か、御意見等ございませんか。</p> <p>じゃあ、白石委員。</p>
白石委員	<p>あれ、質問出しとったろ。</p>
部会長	<p>はい。</p> <p>ただいま、皆様方のお手元に、2 枚もののペーパーが届きましたけれども、これは、白石委員さんからの質問書であります。</p> <p>白石委員さんから、今回で 2 回目の提出でありますけれども、白石委員さん若干、誤解をされておるような節もありますので、ちょっとお話しさせていただきますと、この部会において、質問をする場合、全ての質問について、質問書を出していただきたいとか、質問書が必要であるというふうなことは、今までなかったと思います。ただ、27 年の 9 月 9 日開催の、706 回部会において、皆さん方が理解しかねるような、白石委員さんと事務局側だけのやりとりで、何のことか分かりづらいようなことがあったので、その件については、もっと具体的にペーパーを出してほしいと。そういうふうなことはありましたけれども、それ以外のこと、全ての質問で、ペーパーを出さないと質問ができません、そういうふうな部会では、決してないと思っております。なぜなら、委員さん方皆さん忙しい中、毎回、出席されて、来て、審議をしていただいております。その部会に出席する度に、質問する度に、前もってペーパーを出さないかんような、そんな部会だったら、皆さん方、それこそ大変である以上に、部会が機能しないんじゃない</p>

いか。といいますのを、4月の1日、改正農業委員会法が施行されました。これが施行された後、もちろん、我々今の農業委員任期は、来年の7月19日までなんですけれども、7月20日以降、新しい農業委員会法に基づく組織の体制整備、そういうふうなもの含めて、課題は山積をしております。その中では、色々、委員さん方の御意見も聴き、お力添えもないと、スムーズな移行はできないんじゃないか。そういうふうなことを考えておりますので、ちょっと、誤解されておるような節があれば、これも私の説明が不足だったかも分かりませんが、今後、そういうふうに改めていただきたい。何でもかんでも、ペーパーさえ出しゃあええと、そういうふうなものでは決してございませんので、念のために申し上げます。

前置きがちょっと長くなりましたけれども、じゃあ、この質問書に対して、お答えになるかならんか分かりませんが、まず、一点目の、市長部局との協議。これは、基本的には、事務局がやっております。特殊な場合、特例になるようなものについては、役員会も入ります。現地調査も行ってきております。だからこの方針は、今後も変わらないと思います。

次に、委員の皆様方も今急にこれを、長文の質問を今配って、じゃあこれで、どんなですか、これでお答えしても、なかなか理解しづらいと思うんですけれども、2点、3点、5点、この中の、二つ目、三つ目、五つ目は、前から問題になっております、農地の相続税の納税猶予に関するものが根本にございます。したがって、この件につきましても、前回の部会でもお話ししましたように、この相続税の納税猶予は、松山市であったり、松山市の農業委員会が決定できるものではない、要は国税の方ですから、税務署が全て権限を持っておりますので、白石委員に提案を私からさせていただきたいんですけれども、白石委員と、役員と、とりあえずですよ、白石委員と役員と事務局、税務署へ一緒に行って、色々話を聴いてみたいんですけれども、委員どんなですか、日程は。

白石委員

あのね、資料出しとんのよ。

部会長

いやいやあの、一緒にですね、行かないと、行って直にお話ししないと、白石委員、まだまだ、この納税猶予については理解されておらないように私感じるんで、ぜひですね、一度、たぶん税務署へ一度行って担当の話を

	<p>聴けば、理解もしていただけるし、この問題も解決できるんじゃないかと思うんで、要は、一緒に行ってくださいませんか。</p>
白石委員	<p>それはね、また後で言う。もうそれだけですか。私順々に言います。</p>
部会長	<p>それだけですか言うて、それまた返事は後ですか。</p>
白石委員	<p>あのね、ここの税務署知らなんだん。3人とも。</p>
部会長	<p>いやいや、それはね、もう白石委員、持っとるんはですね、あら知らん のよじゃのいうそういうふうな失礼な話は、私は、</p>
白石委員	<p>いやいや失礼な話やけどそうなのよ。ほてね、主税局がちゃんとたぶん 主税局が知っとんのよ。それ大ごとよ。知らんのよ。ほてうちみたいな議 案を上げよったら笑われる。馬鹿なこというたらこれ、新聞で神奈川でや とって出とんのを、局長に渡しといたのよ。これがどう変わったんかて。</p>
部会長	<p>いやいや、委員もうその話はですね、私も読んでおるし、よう分かっ とんです。だからその解決もですね、税務署へ行けば解決しますから。</p>
白石委員	<p>ほやけんいつ法律が変わったんか言うて、それを聞きよんのよ。ほじゃ から私がね、あの、1番から言いましょうか。</p>
部会長	<p>いや、もう次、次行きますよ。</p>
白石委員	<p>なぜ、ほたらね、はっきり言うとか。あなたはね、部会長で、農業委員</p>

<p>部会長</p>	<p>だからいいんですが、先に、この第1点の言うことは、職員同士が、交流がある、そういうことじゃあないので、1番に何でそれを言うかがね、1番にが、公選制なんですよ。</p>
<p>白石委員</p>	<p>いやいや、白石委員もうそれは分かっとるんです。分かっとるけれども、</p> <p>分かっとったら黙っとってください。公選制というのは、農業者の声、それでね、それプラス、議会選出とか農協代表とかいう出とるのは、これは、学識経験者の立場で出とって、農業者の声を反映するために出とんで、それで私も会長の経験がありますから、いつも、松山市の都市計画部局とは、農業委員会で打ち合わせて、それでね、松山市の都市計画の指導要綱っちゅうのはね、都市計画あるのよこれ。それで21年に、ちゃんとこれ確かめとんこれ生きとんのかい。生きとると言う。全部の法律にいうて書いとん。全ての法律条例に適合するように。21年にも、私が辞めた明くる年にも、農振法改正しとるん。ところが私とこの地元で、事情聴取した。戒能さんもおったやろうが。いしざか。ところが、一度も合議をしてないと。ほやから私が、うちの局長に何を言うかと、職員の分際で何を言うんぞと、言わいね私は、はっきり言いましょ皆の前で、恥かきましょ。そうですよ、職員じゃないんじやが。委員会で皆さんが農業の地区で、公選で出とんですからね、皆さんの農業者の意見を言わんといかんのだから、それで職員なんかは後だと。なんで職員だけで交流してと。職員が話して決めるんじゃないんじやと。</p>
<p>部会長</p>	<p>そしたら白石委員、農業委員会の事務局は、</p>
<p>白石委員</p>	<p>ほやからいつもね、最低役員でね、寄って決めて、都市計部局と、農地が、瑞穂の国で農地が一番だと。その上を都市計画をどうするかと。7割の日本列島は山で、3割の平地の中へ水田農業した国やと。それから初めて、都市計画をどうするかというんで、やってきたんだからと、言うてやってきた国で、そこが一番大事なんじやから農業委員会を馬鹿にしてもろたら困る。あのね、市長部局も行政なんです。農業委員会も別の行政なん</p>

	です。
部会長	そうですよ。
白石委員	そうでしょう。ほたら会長が人事権も、執行権も全部持つとるでしょう、予算の執行権も。そうでしょうが。それを何で職員が全部したからかまんじゃの言うん。馬鹿なこと言うてもろたら困る。
松下委員	ちよっとかまんですか。ここの農業委員の一員として、私の方から意見がありますが。
部会長	はい。
松下委員	白石委員が今言よる、農業委員が、この農地部会の、農業委員の中でも選ばれた中で、そういう形のことを、白石委員から提案しとるんじやったら、この中でですね、この審議をした方がええかどうか、農業委員の方々に、改めて聴いたらどうですか。私もう退席しますよこの問題であれば、もう解決しとる問題やから。だけん、部会長の方から、
白石委員	職員でやったら職員でやったらええんじやが。審議なんかでやるんじやないんじやが。
部会長	白石委員それはね、委員の誤解です。
白石委員	誤解じゃないわい。ほじゃからそんなことの、

松下委員	部会長。
部会長	はい。
松下委員	頼みますけん、今白石委員が言よるんは、農業委員に、皆さん聴いてくれいうこっちゃけん、この問題をここで提議するかせんか、皆さんに諮ってください。拒否してくださいや。
白石委員	何を言よんぞ、まだ時間あるんじゃが。まだ昼間じゃ早いんじゃがはよ帰ってどないするんぞ。一回も話さんような農業委員会がなんじゃ言うん。議案追わえて帰るじゃの。
松下委員	いいですか、あのね、私達も堀江から選ばれとるしほとんど皆さん全員から選ばれとるんだけど、皆さん、地元では帰ったら相当やっぱり農業委員として自問自答しよる問題もありますし、お百姓さんの、耕作しよる方々から農地持つとる人から含めてね、色んな、ここで言いたいことたくさんあるんですよ。
白石委員	うんうん。
松下委員	うんじゃないお前が言うてしまうけん変になるんじゃが。他のところは皆鳥獣害から皆言わないかんこといっぱいあるんじゃが。ほやけん、このことばかり言よるけん、どうもこうもならんなるんじゃがお前が。誰も話すのが嫌になるん。あんたとついな扱いになったら困るけん。あんた議会でも言いここでもついなこと何べんでも言い、事務局も含めてこの農業委員の時間を何回取りよんぞお前。この問題で。ほやけん、ええ加減にせえよ自分で。それ、部会長に諮ってもらえ、自分が言よんじゃけん。農業委員の一員として、農地部会の一員として、これを出しとんじゃと言よんじゃけん、部会長の方から、この農業委員会でこれを諮りますか諮る方は

	<p>挙手を願いますというて聴いてくださいや。そして、議事進行してくださいや。同じことですから。それ、言よんでしょ、この中で審議せんといかん問題やと言よんじゃけん、皆さんがその審議することに同意するか同意せんか。頼みます。</p>
部会長	<p>今、松下委員から、こういうふうな話も出て、白石委員も大体、毎回、似通った話が出ております。どんなですかね、議案審議、今、委員の皆様方にやってもらっております。この元は、それぞれ地区から出ておる委員さんが、地元の地区審査において意見も聴き、そして、役所の内部では農業委員会の職員が、他の部局、関係する部局と共有をし、そして、最終的にこういうふうな議案が出て、その議案をもって、全地区の農業委員さんの意見も聴き、農業委員会としての、県に向かっていく分もあるだろうし、今の段階で許可するものもあるし、そういうふうなのが今までのやり方で、私はこれは間違ってもないと思うし、従来どおりやっていきたいと思えます。委員さん方、今のような事務局側の考えというか、それでよろしいでしょうか。</p>
一同	<p>(異議なしの声)</p>
部会長	<p>では、そういうふうなことでもう、進めさせていただきます。</p>
松下委員	<p>いっつもいっつも時間取って、誰の時間取りよんぞこら、本当に。</p>
白石委員	<p>まあこれ読んでみたら分からい。部会長、しかしこの、あの、</p>
松下委員	<p>議会でも言いお前、皆市民のもん知っとんぞ、お前がワーワーワー言よることは。</p>

白石委員	<p>しかし、今までやりよったこといつこの、ここでな、行って見たらね、500メートルの山林になってしもとる。こんな判なんかいつやめたんぞな。みかん王国愛媛が泣くんじゃがね。元の山林に戻すときは隣の隣地の判をもらいよったんよ。いつやめるんぞなそれ。職員が合議しよるじゃの。知っとんかな皆。</p>
松下委員	<p>もう切ってくれ。</p>
部会長	<p>それで、もう委員さん方他にないようでしたら、事務局から連絡事項がございます。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>はい、ちょっと時間頂きたいと思います。</p> <p>事務局から、農地転用許可事務の変更について御報告させていただいて、御了承を頂きたいことがございます。資料としてですね、お手元に農地転用許可事務の流れ、改正農地法施行後という、黄色でマーカーしました一枚もの用紙があると思いますので、これを御覧いただきたいと思います。これは、農業会議の資料を頂いて、松山市に合わせて加工しましたんで、あまり美しくないですが御参考にしてください。</p> <p>御存知のとおり、昨年農地法の一部改正があり、平成28年4月1日に施行されました。また、それに伴いまして、規則とか通知も改正が行われております。その中で農地転用許可事務についての変更がございまして、その内容は、今まで、転用の許可権者である愛媛県が、許可しようとするときは、農業会議の意見を聴かなければならない、ということになっておりました。が、今回改正されてですね、次のように変わりました。まず、農業委員会は、申請書の提出があったときは40日以内、農業会議の意見を聴くときは80日以内に、意見書を付して、都道府県知事に送付しなければならない、これを超えたら法律違反ですよというふうに。なお、農業委員会が意見書の中で意見を述べようとするときに、申請面積3,000平米を超えるもの、それと、優良農地の転用については、あらかじめ農業会議の意見を聴かなければならない。あらかじめ農業会議の意見を聴かなければならない、ということになりました。ということは、今まで愛媛県が農</p>

業会議の意見を聴いていたものを、これからは農業委員会が聴く、というふうに変ったんです。農業委員会が、意見の決定をする前に農業会議の意見を聴くと、いうふうに変ったということです。

このことをまず踏まえまして、ちょっと整理してみますと、先ほど、3,000 平米と優良農地の件については農業会議の意見を聴くと、なっとりますというふうに言ったんですが、だったら、農業会議の意見を聴く必要のない案件はどうなるのかと、それは、申請書を受け付け、農業会議の意見を聴くことなく、今までどおり毎月 10 日に農地部会を開催し、決定した意見書を付して、県に申請書を進達すると、いう流れで特に何も問題ありません。農業会議の処理は今までどおりです。

問題なのは、農業会議への意見を聴かなければならない案件についての処理です。これは愛媛県下統一の処理ということなんですけれども、各農業委員会は、毎月 10 日に、農地部会の日に、農業会議へ意見を聴くための依頼書を提出し、その依頼書に基づいて、現地調査なんかを農業会議がやってですね、農業会議の常設審議委員会、黄色でマークをしていると思います、常設審議委員会、これで、毎月 28 日に審議をいたします。毎月 28 日に審議をいたします。開催されます。これはもう決定しております。しかし法律上は、農業委員会が意見を決定するときは、事前に農業会議の意見を聴かなければならない、いうふうに定められていますので、その法律どおりやるのであれば、28 日の農業会議の常設審議委員会の後に、もう一回農地部会を開催して、意見を決定しなければならない、ということになってしまいます。ですが、そのようなことは現実的ではないので、毎月今やってる 10 日の農地部会で、事前に意見の仮決定をしていただいております、それと同時に、農業会議へは依頼書を送付し、許可権者である愛媛県へは事前協議として申請書を送付して、順次審査を進めてもらいます。そして農業会議の常設審議委員会、28 日ですね、終了後、仮決定していただいた意見を正式に、ここで正式に、農業委員会の意見として公印を付して、愛媛県へ正式進達すると、いう事務処理を、県下統一で行いたいと、いうことをございます。

なお、愛媛県は、もう既に事前協議という形で実質審査をしていただいておりますので、正式に進達した後は速やかに許可すると、いう流れで、なります。

ちなみに今月分は、先ほど、御審議、御了承いただいた、5 条許可申請の 2 番、これは 3,000 平米超えですね。4 番、これは優良農地、第 1 種農

	<p>地。が、該当をいたします。</p> <p>以上、一連の事務処理について、御了承いただければと思っておりますので、よろしく、御判断をお願いいたします。</p>
松下委員	<p>すいません。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>はい。</p>
松下委員	<p>ここ今の問題は事前審査と、大体考えてよろしいんですかね。事前審査という形のことになるんですかね。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>はい。あの、10日に仮決定というのが、本来なら、もうこれで、10日で、意見決定をしていただいて、意見書を作成して、会長印も押して、県に送れば、今まではよかったですけども、農業会議の意見を聴かなければいけないものは28日以後の決定にせんといかんと、法律上定められましたんで、やむなくそこは仮決定という形を取っていただいて。本来は意見はもうそこで決定してるんですけども、実質上は。形としては仮決定という形にさせていただいて、28日以降に正式に本決定に自動的に変わると、いう処理をさせていただいたらいかがでしょうかと、いうことでございます。</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
松下委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>はい、お願いします。</p> <p>はい、事務局、他に。</p>

<p>事務局 (永野副主幹)</p>	<p>事務局から御連絡させていただく点がございます。</p> <p>まず、皆様に、お手元にお配りしています資料ですが、次の第 156 回総会の開催通知、委員視察研修のアンケート、今年度の事務局の地区担当表と座席表がございます。</p> <p>委員視察研修につきましては、今年度も実施を考えておりますので、日程や訪問先について、過去の実績も参考に、アンケートの用紙を御記入いただき、5月の総会の際に提出をお願いいたします。</p> <p>今年度の事務局の地区担当表と座席表につきましては、御参考にしてください。</p> <p>最後に、既に皆様にお渡ししております委員活動記録についてですが、事務局で内容の確認を行いますので、5月の総会の際に提出をお願いいたします。確認後に、その後の部会等でお返りする予定です。</p> <p>なお、記録簿の最終ページに、必ず、氏名の御記入をお忘れなきようお願いいたします。</p> <p>その他、記入方法につきまして、御不明な点がございましたら、個別にお問い合わせいただくよう、よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。</p> <p>事務局、他にはないですか。</p>
<p>事務局 (松木局長)</p>	<p>はい。</p> <p>次回の農地部会ですが、5月の10日、5月の10日火曜日を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で、第 713 回農地部会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございます。</p>
<p>事務局 (松木局長)</p>	<p>御起立願います。礼。</p>

午前 11 時 51 分閉会